民営化宿泊施設のあり方検討部会の中間まとめについて

民営化宿泊施設については、区政経営改革推進本部の下に「民営化宿泊施設のあり方検討部会」を設置し、令和4年度の富士学園及び弓ヶ浜クラブのあり方の方針決定に向けて、検討を進めてきました。この度、同検討部会における中間まとめを取りまとめましたので、報告します。

1 施設の概要及び検討経過 別紙のとおり

2 対応方針

- (1) 富士学園及び弓ヶ浜クラブ(民営化宿泊施設)の廃止
- 富士学園は、令和4年度末の現運営事業者との無償貸借契約終了に伴い、廃止する。
- 弓ヶ浜クラブは、令和5年度に移動教室事業での利用を予定していることから、現運営事業者との無償貸借契約を1年間更新し、令和5年度末をもって廃止する。
- 従来の区民利用者に対しては、代替施設としてコニファーいわびつや湯の里杉菜(協定旅館)を案内する。

(2) 財産の有効活用策の検討

○ 施設廃止後の財産の有効活用に向けて、事業者等にヒアリングを行うとともに、適正な価値を把握するため、富士学園及び弓ヶ浜クラブ等の土地・建物の不動産鑑定を速やかに行い、売却も含めて最も有効な財産活用策を検討する。

(3) 自治体間交流の継続

- 施設廃止後も、忍野村及び南伊豆町と相互に連携を図りながら、観光物産展や写真展の開催、観光パンフレットの配布、区ホームページ・SNSを活用したイベント等の情報発信を行う。
- 引き続き、お試し移住や地元との交流事業等による関係人口の創出に向けた取組など、地方創生を推進していくとともに、忍野村及び南伊豆町の取組のPRを積極的に実施するなど、区民と地元との交流を促進していく。

3 今後の進め方

「2 対応方針」について、区政モニターアンケートや広く区民を対象としたWEBアンケート等により区 民の意見を聴取し、令和5年1月を目途に最終のまとめを行い、方針を決定する。併せて、忍野村及び南伊豆 町に対して、今後の交流事業や施設廃止後の活用策について意向を確認する。

4 その他

- 方針を決定するまでの間、令和5年度以降の富士学園の宿泊予約を停止する。
- コニファーいわびつについては、区政経営改革推進計画に基づき、令和5年度に検討・方針決定を行う。

5 今後の主なスケジュール

令和4年 10月1日~ 宿泊予約停止(富士学園)

 10 月以降
 区民意見聴取

 11 月~
 不動産鑑定

令和5年 1月 区政経営改革推進本部(最終まとめに基づく方針決定)

2月 総務財政委員会報告(最終まとめに基づく方針)

令和5年度 方針に基づく取組実施

1 施設の概要

	富士学園	弓ケ浜クラブ	
所在地	山梨県南都留郡忍野村忍草2997	静岡県賀茂郡南伊豆町湊781	
運営事業者※	株式会社フジランド	東京ケータリング株式会社	

※区は運営事業者と「財産の使用貸借及び宿泊事業に関する契約」を締結し、宿泊施設として運営することを条件に、施設を無償で貸し付けている。なお、運営事業者は、営業利益の2分の1を管理監督費として区に支払うこととしている。

2 検討経過

(1) 施設の現状

- 富士学園は築 31 年、弓ヶ浜クラブは築 42 年を経過し、老朽化が進んでいることから、今後、設備機器の更新など、大規模な改修が必要となる。
- 校外教育施設として建設されたため、老朽化に加え、各部屋にトイレ・洗面所がないなど、一般の 宿泊施設としては施設・設備面での課題がある。

(2) 利用状況

- 小学校移動教室事業での利用が全体の約6割を占め、過去10年間(平成24年度~令和3年度)に おける一般利用者数は、富士学園では、区民は平成27年度、区民以外は平成30年度、弓ヶ浜クラ ブでは、区民は平成24年度、区民以外は平成30年度をピークに減少している。さらに、令和2年 度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、一般利用者数は、区民、区民以外とも著しく少 ない状況が続いている。
- 教育委員会は、富士学園については、児童数の増加に加え、新型コロナウイルス対策ガイドラインによる施設の収容人数の縮小により、大規模校の利用ができないこと等から、現運営事業者への無償貸借契約が終了する令和4年度末で移動教室の利用を終了し、周辺の民間宿泊施設を活用することとした。また、弓ヶ浜クラブについても、今後の児童数の増加に伴い利用できなくなる学校が生じることに加え、施設への移動に4時間以上を要するため、現行の宿泊数では活動時間が短く、体験プログラムの内容が制限されること等が課題とされてきたことから、利用を終了することとした。なお、弓ヶ浜クラブは、富士学園と同時期に民間宿泊施設の利用へ移行することによる学校の負担を軽減するため、令和5年度末で移動教室の利用を終了することとしている。

(3) 運営状況

○ 現運営事業者から、近年の一般利用者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による移動教室事業での利用校数の減少により、現行条件による事業継続は困難として、無償貸借契約の更新を希望しない旨の申し出があった。また、他区の宿泊施設を運営している複数の事業者に対し、両施設の運営の可能性についてヒアリングを行ったが、いずれの事業者も困難との回答であった。

(4) 交流自治体との関係

- 両施設が設置されている山梨県忍野村及び静岡県南伊豆町との自治体間交流においては、施設を活用した事業は実施しておらず、区役所等での観光物産展や写真展のほか、各種イベントでの交流・情報発信を行っている。
- 両施設の移動教室事業での利用終了や、この間、区があり方を検討していることは、忍野村及び南伊豆町から理解を得ている。なお、南伊豆町での移動教室事業については、これまでも児童数の少ない一部の学校では、宿泊日数を増やした上で複数の民宿に分宿し、町民とも交流しながら、充実した活動を行っており、これについては引き続き実施する。